

地域振興県土警察常任委員会資料

(平成31年2月14日)

[件名]

- 1 鳥取県地域防災計画(原子力災害対策編を除く)の修正案の概要について

(危機管理政策課) … 1

- 2 鳥取県震災対策アクションプランの改訂について

(危機管理政策課) … 7

- 3 島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の状況等について（第48報）

(原子力安全対策課) … 12

- 4 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正について

(原子力安全対策課) … 16

- 5 平成30年中の火災発生状況及び救急救助活動状況について

(消防防災課) … 18

危機管理局



鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編を除く）の修正案の概要について

平成31年2月14日
危機管理政策課

鳥取県では、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策等を総合的・計画的に推進し、県民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある災害に適切に対処するため、「鳥取県地域防災計画」を策定しています。

このたび、本県にも影響のあった平成30年7月豪雨災害や平成30年台風24号災害をはじめとした近年の災害に係る教訓等を踏まえ、鳥取県地域防災計画の修正案を作成しましたので報告します。

1 背景

平成30年は、4月の島根県西部地震、6月の大坂北部地震、平成30年7月豪雨、9月の北海道胆振東部地震など、日本全国で自然災害が頻発する記録的な年となった。

中でも、平成30年7月豪雨では、中四国地方を中心に土砂災害、河川氾濫が発生し、多数の死傷者、住宅、公共土木施設及び鉄道等に甚大な被害をもたらし、また、愛媛県の肱川（野村ダム）や広島県の野呂川ダムなど、多数のダムにおいて計画規模を上回る洪水が発生したことにより、異常洪水時防災操作（ただし書き操作）が実施され、ダムの下流域で氾濫被害が発生した。

鳥取県でも、平成30年7月豪雨では初めて大雨特別警報が発表され、公共土木施設や農林施設等に多大な被害が発生するとともに、広島県、岡山県のような甚大な人的被害、住家被害が発生する危険が差し迫った状況にあった。

このため本県では平成30年7月豪雨における県内外の状況を教訓とし、豪雨に係る現在の防災対策を検証し、人命を確実に守る安全・避難対策のあり方について整理し、その方向性を見出すことを目的として「平成30年7月豪雨を教訓とした安全・避難対策のあり方研究会」を設置し議論を重ね、犠牲者ゼロを目指す取組を平成30年12月に取りまとめた。

平成30年に発生した災害等の教訓、上記研究会での取りまとめ結果等を踏まえ、県地域防災計画を修正する。

2 主な修正内容

(1) 「平成30年7月豪雨を教訓とした安全・避難対策のあり方研究会」の提言を踏まえた安全・避難対策に係る見直し

ア 避難に関する住民の意識醸成、地域ぐるみの避難体制づくり

住民が「自らの命は自らが守る」ことを認識し、主体的に避難行動を取るという自助の取組を促進するとともに、共助の取組を通じて自助の取組を促進する。市町村は県や関係機関とも連携し、防災リーダーの育成及び活動の支援、学校等での防災教育の充実を図り、自主防災組織等住民の共助の取組を支援するものとする。また、住民が主体的に取り組む支え愛マップづくり等を通じた地域ぐるみの避難体制づくりを進めることで、地域防災力のより一層の向上を図るものとする。

（災害予防編（共通）第5部避難対策計画 第1章避難体制の整備 57p-58p）

イ 避難情報の早期発出に係る理解促進、切迫性のある避難情報の早期・確実な伝達、わかりやすい情報伝達

- ・避難勧告等がリードタイムを考慮し危険性が切迫する前に発出されることについて住民の理解促進を図る。
- ・市町村は、避難勧告等の名称だけでなく、災害の状況、とるべき避難行動などを具体的に説明して伝える。
- ・避難情報の種類に応じた周知文例を追記。
- ・状況に応じて、河川の水位や共助の取組を呼びかけることも有効である旨追記。
- ・「記録的な」、「災害発生の危険性が高い」等、危険性が伝わりやすい表現を用いた情報伝達を行う。

また、災害の警戒レベルを段階分けして示すことも検討する。

※避難情報や防災気象情報に関する住民理解の促進については、現計画に盛り込み済み。

（災害予防編（共通）第5部避難対策計画 第1章避難体制の整備 54p-56p）

ウ 誰もが安全で安心して過ごすことのできる指定避難所の良好な生活環境の整備
市町村は、要配慮者のみならず、多くの住民の主体的な避難行動の促進にもつながることから、誰もが安全で安心して過ごすことのできるよう、指定避難所の良好な生活環境の整備に努めるものとする。
(災害予防編(共通) 第5部避難対策計画 第3章 指定緊急避難場所・指定避難所の整備 63p)

エ ダム放流の安全・避難対策(住民避難後の放流)

ダム下流に浸水等の影響を及ぼす放流操作は、関係市町村、消防団、住民等と連携して対象となる住民の避難完了を確認した後に行う体制の構築に、関係者が連携して取り組むものとする。

(風水害対策編第2部応急対策編 第2章緊急時のダム管理 487p)

オ 防災重点ため池に対する対策

県は下流の人家等に被害を与える可能性のある全てのため池を新たに防災重点ため池に指定するとともに、関係者とも連携の上、ため池マップ、緊急連絡網、浸水想定区域図を整備するほか、優先度の高いものから順次ハザードマップの作成を推進するものとする。

市町村は、防災重点ため池等のハザードマップを作成し、住民への周知とあわせて住民の避難体制の整備を進めるものとする。

(風水害対策編第1部予防対策編 第4章ため池・農業用水路・樋門の管理体制の強化 467p)

(2) 本年度発生した全国の災害の状況や本県の広域支援対応を踏まえた見直し

ア 広域支援のための情報連絡員の役割などを明記

情報連絡員は、地震や水害などの災害発生時、被災自治体に先行的に派遣され、円滑な被災自治体への支援活動のため、被害状況、支援ニーズ、災害対応の状況等について情報収集し、県や関係機関等へ伝達し、被災自治体や応援団体等との連絡調整を行う。

派遣や派遣期間等については、「中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定に基づく支援・受援マニュアル」等の各種協定、マニュアルに基づき、危機管理局が関係部局と調整の上決定するものとする。

なお、県(危機管理局)は、情報連絡員が行う業務への職員の習熟を図るために研修会等の実施並びに必要な資機材整備等情報連絡員の円滑、的確な活動の促進に努めるものとする。

(災害予防編(共通) 第4部防災関係機関の連携推進計画 第3章自治体の広域応援体制の整備 45p)

イ 外国人等への防災・災害時支援(多文化共生を推進するための修正)

- ・県(危機管理局・観光交流局)は、市町村や公益財団法人鳥取県国際交流財団などと連携し、多言語表記の地震等への備えを説明する防災ハンドブックの配布や、災害に備える意識醸成のための防災学習会の開催など、外国人のための防災対策を実施・支援するものとする。また、SNSやITを活用した多言語での情報発信の体制や、在住外国人や外国人観光客からの相談に多言語で対応できるよう、平常時や災害時における総合的な相談体制を整備するものとする。
- ・県は、関係機関等と連携し、医療、福祉、旅館・ホテル、公共交通等における情報発信の多言語化に努めるものとする。

(災害予防対策編(共通) 第5部避難対策計画 第2章要配慮者の安全確保計画 60p)

ウ 鳥取県防災アプリ「あんしんトリピーなび」などによる情報発信

住民等に対する災害情報又は災害対策上必要な事項の伝達は、県の広報媒体(あんしんトリピーメール、鳥取県防災アプリ(あんしんトリピーなび)、ホームページ(鳥取県公式サイト、モバイル版・携帯電話向けサイト)、鳥取県公式ツイッター、フェイスブック、テレビ、ラジオ、新聞広告等)のほか、市町村の防災行政無線、緊急速報(エリア)メール及びレアラート(災害情報共有システム)等による報道機関活用によって行う。

(災害応急対策編(共通) 第3部情報通信広報計画 第4章広報・広聴 219p)

エ 災害に備えた電源確保対策

- ・県は、企業が取り組むBCPの策定等に対して必要な支援を行うほか、自然災害等による停電に備え、企業や酪農家等が行う非常用発電機等の整備に対する支援に努めるものとする。

(災害予防対策編(共通) 第10部共助協働推進計画 第4章災害時の事業継続の取組みの促進 107p)

・県は、停電・断水時にも最低限の避難所生活環境を整えるため、EV・PHEV等と接続することにより電力を外部に取り出すことのできる「外部給電器」の導入等、避難所における非常用電源確保のための取組を進めるものとする。

(災害予防編(共通) 第5部避難対策計画 第3章 指定緊急避難場所・指定避難所の整備 63p)

・災害拠点病院については、流通を通じて供給されるまでの必要量として、3日間以上の水(飲料水)の備蓄や非常用電源の確保(燃料の備蓄を含む)を行うものとする。

(災害予防編(共通) 第6部医療救助計画 第1章医療(助産) 救護体制の整備 74p)

(3) 改正災害対策基本法等関係法令や通知、防災基本計画の改正を踏まえた見直し

ア 総務省「被災市区町村応援職員確保システム」による支援

広域的な大規模災害の場合は、中国5県の相互応援協定等によるブロック単位での支援のほか、国(総務省)の「被災市区町村応援職員確保システム」による対口支援団体及びあらかじめ国(総務省)へ登録された「災害マネジメント総括支援員」の派遣による支援制度が設けられたので、県は県内市町村への十分な制度周知及び応援・受援体制の整備に努めるものとする。

(災害予防編(共通) 第4部防災関係機関の連携推進計画 第3章自治体の広域応援体制の整備 45p)

イ 大規模災害発生時における県内市町村への応援の要請

大規模災害発生時において、県は、被災都道府県からその区域内の被災市町村に対する応援職員の派遣要請を受けた場合、災害対策基本法の規定に基づき、県内市町村に対し当該被災市町村の応援を求めることができる。

(災害応急対策編(共通) 第4部防災関係機関の連携推進計画 第3章自治体の広域応援 238p)

ウ ボランティア受け入れ体制の整備(NPOや中間支援組織との連携)

ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、プロボノ(職業上持っている知識・技能を活かして社会貢献するボランティア)、ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織(ボランティア団体やNPO等の活動支援、またこれらの活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

(災害予防編(共通) 第10部共助協働推進計画 第2章ボランティア受入体制の整備 102p ほか)

エ 保健医療福祉対策本部の設置(医療救護対策本部の拡充)

県(福祉保健課)は保健医療福祉対策本部を設けるとともに、福祉保健局を保健医療福祉対策支部として位置付け、医療救護体制の整備を図る。

また、保健所設置市である鳥取市は、東部圏域の「保健医療福祉対策支部」の役割を担う。

(災害予防編(共通) 第6部医療救助計画 第1章医療(助産) 救護体制の整備 73p ほか)

オ 応急仮設住宅におけるペット受け入れへの配慮

避難所のほか、応急仮設住宅におけるペット受け入れについて、市町村は事前に県担当部局や施設管理者等と調整をしておくことが望ましい。また、市町村は、県とも連携の上、地域の飼育状況を勘案した飼養にあたってのルールづくり、適正な飼養に関する飼い主に対する指導や支援に努める。

(災害応急対策編(共通) 第9部保健衛生計画 第5章動物の管理 319p)

カ 災害時健康危機管理支援チーム(DHET)の応援派遣要請

大規模災害の発生等により、保健医療福祉対策本部における公衆衛生活動の総合調整が困難となった場合は、国に対して全国の都道府県及び指定都市からのDHETの応援派遣に関する調整を依頼する。

(災害応急対策編(共通) 第6部医療救助計画 第1章医療(救護) の実施 275p-276p)

キ 水防計画に関する記載内容の充実

○河川災害危険箇所の把握

河川災害危険箇所判定基準に合致する箇所、浸透・浸食等の簡易評価(河川・堤防機能の脆弱性評価)を踏まえた危険性の高い箇所についても、河川災害危険箇所として把握する。

○重点監視区間の設定

堤防の決壊（破堤）につながるような異常を早期に把握するため、重要水防区域や河川災害危険箇所のうち、水衝部や被災実績、背後の状況等の水害リスクを勘案した危険箇所を対象とする重点監視区間を設定し、出水時における巡視の優先度について検討する。

重点監視区間は、出水時だけでなく平常時においても巡視・点検等を重点的に行い、変状を把握することに努める。

(風水害対策編第1部災害予防計画 第2章水防計画（予防）458p)

○水位情報の欠測時の措置

量水管理者は、自らの管理に係る観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表ができない状態であることが判明した場合は、水防活動や住民の避難等に支障をきたすおそれがあるため、速やかに水位を確認するとともに欠測等の原因を究明し早期の復旧に努め、その状況を関係機関等に速やかに周知する。

欠測等により水位の通報及び公表ができない観測所を代替する観測所がある場合は、併せて関係機関等に周知する。

○予想される浸水害の危険の周知等

市町村長は、洪水予報河川以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握した時は、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、看板や電柱等への掲示等により住民等に周知することとする。図面等の公表は、住民への各戸配布やインターネット上の公表等により行うこととする。

○緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委託を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

(風水害対策編第2部災害応急対策計画 第1章水防計画 482p ほか)

(3) 地震・津波の被害想定結果を踏まえた見直し

平成30年12月に新たに「鳥取県地震・津波被害想定調査報告書」が公表されたことを受け、震度分布図及び液状化危険度分布図、主な被害状況などを更新する。

(震災対策編第1部災害予防計画 第2章被害想定 全般)

(4) その他の見直し

ア 県民の防災活動として、BCPの推進を追加

県内の企業は、非常時にも継続を優先させる業務等を許容される時間内に復旧する。また、中断が許されない重要な業務は中断させない対策に事前に取り組むものとする。

県は、企業が取り組むBCPの策定等に対して必要な支援を行うものとする。

(災害予防編（共通）第1部総則 第4章県民の防災活動 13p)

イ 空き家対策について

老朽空き家等の所有者は、当該空き家の除却を進めるものとする。なお、県は、当該所有者が実施する空き家等の除却に対して市町村が補助する経費の一部を支援するなど、必要な支援を実施するものとする。

(災害予防編（共通）第1部総則 第4章県民の防災活動 13p)

ウ 「鳥取県型防災教育の手引き」の活用

防災教育の推進に当たり、「鳥取県型防災教育の手引き」の活用及び「学校防災アドバイザー」の活用を推奨する。

(災害予防編（共通）第1部総則 第5章防災教育 14p)

エ 災害時物流拠点の早期開設・運営のための取組（マニュアルの整備と訓練の実施）

発災時に速やかに物流拠点（1次物資拠点）を選定・開設・運営するため、平時において、鳥取県や物流事業者等であらかじめ取り決めておくべき項目（緊急連絡先の情報共有、物流専門家の派遣体制、1次物資拠点の選定と開設手順など）についてマニュアル化し、訓練による検証等を通じてより実効性を高めるものとする。また、大規模災害時等に備え、応援協定締結県との連携等広域的な体制整備の検討にも努めるものとする。

（災害予防編（共通）第2部組織体制計画 第1章防災体制の整備 19p）

オ 物資の備蓄用拠点の変更（中部）

中部の備蓄保管場所を、旧河北中学校から園芸試験場元生物工学研究室機械棟機械庫に変更。

（災害予防編（共通）第2部組織体制計画 第1章防災体制の整備 20p）

カ ドローンチームの発足について

災害発生時等において、踏査が困難な被災箇所等の被災状況把握等にドローンによる調査等が有効であることから、県職員災害応援隊の専門チームとして新たに「鳥取県職員災害応援隊ドローンチーム」を設置し、市町村や各部局等からの要請に応じて派遣できる体制を確保する。

（災害予防編（共通）第2部組織体制計画 第3章職員派遣体制の整備 30p ほか）

キ 女性の視点に立った避難所運営の実現（下線が追記の内容）

県は、住民による避難所の自主運営ができる体制を推進するため、市町村と連携し、避難所運営リーダー（地域住民）の育成に努める。その際は、女性のリーダーの積極的な育成に配慮するものとする。

（災害予防編（共通）第5部避難対策計画 第3章指定緊急避難場所・指定避難所の整備 66p）

また、男女のニーズの違いを踏まえ、男女両性の視点から運営状況がチェックできるよう、避難所運営の役員に女性を登用し、男女共同参画による避難所運営ができるよう配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

（災害応急編（共通）第5部避難対策計画 第2章指定緊急避難場所・指定避難所の開設 266p）

ク 公衆衛生スタッフの派遣

県は、「鳥取県災害時公衆衛生活動マニュアル」を活用し、公衆衛生スタッフを対象として、被災状況等を想定した事例をもとに、判断力を培うシミュレーション研修等を体系的に実施する。

（災害予防編（共通）第6部医療救助計画 第1章医療（助産）救護体制の整備 76p）

県は、「鳥取県災害時公衆衛生活動マニュアル」に基づき、被災地を管轄していない総合事務所福祉保健局や被災地以外の市町村のほか、必要に応じて公衆衛生関係機関や他都道府県と派遣調整等を行い、公衆衛生チームを派遣する

（災害応急対策編（共通）第6部医療救助計画 第1章医療（助産）救護の実施 275p）

ケ 県対策本部会議におけるテレビ会議システムの活用

必要に応じて本部会議をテレビ会議システムにより開催し、被災市町村から直接被災状況や支援ニーズを聞き取る、必要な対策を協議する等により、被災市町村の実情に応じた支援を行うものとする。

（災害応急対策編（共通）第2部組織体制計画 第1章組織及び体制 155p）

コ 職員の登庁に当たっての留意事項

職員は、登庁に当たっては、自らの安全確保に十分留意するものとする。

（災害応急対策編（共通）第2部組織体制計画 第2章配備及び動員 174p）

サ 被災市町村への情報連絡員派遣の際の情報提供内容を追記

情報連絡員は、派遣先市町村の要請に関する県の対応状況について派遣先市町村へ報告するとともに、県等の対応状況、県内他市町村の主な被害と対応状況、県管理施設等の被害状況（特に県民生活に重大

な影響を及ぼすもの)と対応状況等について、派遣先市町村へ情報提供するものとする。

(災害応急対策編(共通) 第2部組織体制計画 第3章職員派遣 177p-178p)

シ 気象に関する情報の記載内容の充実

大雨特別警報等の発表基準を最新のものに置き換えるとともに、近年追加となった気象に関する情報(警報級の可能性、警報等の危険度分布など)を追記し、全般に記載の充実を図った。

(災害応急対策編(共通) 第1部情報通信広報計画 第1章気象情報の伝達 182p 以降)

ス ブロック塀対策

県(生活環境部)は、市町村に対して、市町村耐震改修促進計画または地域防災計画に避難路の記載を促すものとする。また、必要に応じて市町村に対して、ブロック塀の耐震診断を義務付する避難路の指定を検討するよう促すものとする。

(震災対策編第1部災害予防計画 第4章耐震化の推進 408p)

セ 気象庁が南海トラフ地震関連情報(臨時)発表した際の対応について記載

気象庁が南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震に関する情報(臨時)」が発表された場合、本県の体制は、国から新たな防災体制が示されるまで、当面、地域防災計画に示す警戒体制1～非常体制2の体制に、本県の震度に関わらず広域支援体制を追加して対応するものとする。

(震災対策編第1部災害予防計画 第8章南海トラフ地震の対応 415p)

ソ その他 文言の修正等の軽微な修正を行った。

- ・鳥取空港の管理運営を、鳥取空港ビル株式会社が実施することになったことに伴う修正。
- ・気象庁が発表する各種注意報・警報の発表基準の時点修正。
- ・組織改正に伴う修正(水・大気環境課→水環境保全課 等) 等

3 スケジュール

2月14日	常任委員会報告(パブリックコメント実施)
2月14日～	地域防災計画の修正案についてパブリックコメントを実施
3月6日	常任委員会報告(パブリックコメント実施結果)
3月中旬(調整中)	鳥取県防災会議において地域防災計画の修正について審議し修正
4月～5月	組織改正等の軽微な修正を加え、印刷・配布

鳥取県震災対策アクションプランの改訂について

平成31年2月14日
危機管理政策課

現行アクションプランは平成16年度に取りまとめた地震・津波被害想定に基づいて策定していますが、平成30年9月に新たな知見に基づき、熊本地震、鳥取県中部地震の教訓を踏まえて要配慮者・車中避難者の人数も見込んだ被害想定を取りまとめたことから、この被害想定に基づき「鳥取県地震防災調査研究委員会」において改訂について審議を行ってきました。

1月30日開催の同委員会において改訂案がまとまりましたので報告します。

1. 減災目標

計画期間内に、県内で想定される大規模地震災害による死者数を80%以上、直接被害額を40%以上減少させる。(現行アクションプランと同一目標)

※ 現行アクションプラン策定時に参考とした、平成17年3月策定された東海地震、東南海・南海地震の地震防災戦略計画、平成18年4月に策定された首都直下地震の地震防災戦略では、死者数・経済被害をおおむね半減させることが目標。

※ その後定められた南海トラフ地震防災対策推進基本計画(H26.3.28 中央防災会議策定)においては、今後10年間で死者数を8割減、全壊棟数半減が目標。

2. 改訂アクションプランの計画期間

平成31年度から40年度までの10年間の計画とする(現行アクションプランの計画期間も10年)。

なお、毎年度各施策の進捗を調査し対象期間の概ね中間年には目標達成状況等を総合的に点検しその結果を基に必要な見直しを行う(平成34年度点検、35年度見直し)。

3. 対象地震

地震・津波被害想定調査で設定した震源断層のうち、陸域については東、中、西部各圏域で被害が最大となる地震をそれぞれ1つ、計3つの地震を対象とし、海域の断層のうちF55断層(鳥取県沖の海域断層で前回の被害想定調査時に判明していなかったもの)が陸域断層より建物の半壊、一部損壊被害が大きいので対象とする。いずれの地震についても「1」の減災目標を設定。

① 陸域の断層 現行アクションプランで用いている断層に同じ

- ・東部：鹿野・吉岡断層による地震
- ・中部：倉吉南方の推定断層による地震
- ・西部：鳥取県西部地震断層による地震

② 海域の断層

- ・F55断層

4. 減災目標を達成するため新たに追加、見直しを行った施策

(1) 新たに追加した施策

ア 鳥取県中部地震の教訓に基づくもの

① 施策項目47 支え愛避難所への適切な支援

(取組施策)

- ・住民が避難所として自主運営する、住民に身近な集会所や公民館などの施設を「支え愛避難所」として位置づけ、市町村は必要な支援を行うよう努める。

(主な取組)

- ・立地箇所のハザードの事前確認の推進
- ・該当施設の応急危険度判定の実施体制の推進
- ・開設状況の確認、必要に応じた物資等の支援の体制の整備
- ・支援に関する情報の提供体制の整備

② 施策項目58 災害ケースマネジメントシステムによる被災者支援

(取組施策)

- ・被災者の早期の生活復興のために災害ケースマネジメント(被災者一人一人に寄り添い、個別の被災の影響を把握した支援計画により支援を実施)による支援を行う。

(主な取組)

- ・災害時に県、市町村、民間支援団体や弁護士等の専門家によるチームが、個々の被災者の状況に即して支援できるよう、鳥取県中部地震での取り組みを関係者間で共有し体制づくりに取り組む。

③ 震災関連死をなくすための施策

震災関連死ゼロを目指して、その低減につながる可能性のある施策項目を明示する。

イ 熊本地震の教訓に基づくもの

① 施策項目 4 6 車中避難者への適切な対応

(取組施策)

・車中避難者の把握、車中避難を行う場所の提供、車中避難者への情報提供体制の整備

(主な取組)

・職員の巡回による車中避難者の把握を行うとともに、車中避難者へ適切に情報や食料が提供できるよう避難所等の周辺に車中避難を行う場所を事前に確認・確保する。

・保健師等の巡回によりエコノミークラス症候群の危険性や防止策の周知を行う体制の整備。

ウ 津波防災地域づくり法制定に基づくもの

① 施策項目 6 津波対策の推進

(取組施策)

・早期避難等に関して必要な対策を講じるため、津波災害警戒区域を設定する。

(主な取組)

・市町村と津波災害警戒区域の設定に向けた協議を進める。

エ その他

① 施策項目 5 地震防災上支障のある空き家対策

(取組施策)

・倒壊により避難に支障をきたすおそれのある空き家の解体等を進める。

(主な取組)

・老朽化し管理不全のため倒壊により避難に支障をきたす恐れのある空き家の除却費の助成

② 施策項目 1 6 ため池等土地改良施設の耐震化

(取組施策)

・老朽化等による機能低下が著しいため池について、改築、補強を推進する。

・JR等重要公共施設を横断する水路橋の改築、補強を推進する。

(主な取組)

・平成31年度に指定する防災重点ため池について改築、補強、ハザードマップ作成を推進する。

(2) 取り組みを拡充する施策

ア 鳥取県中部地震・熊本地震等の教訓に基づくもの

① 施策項目 1 2 避難所の耐震化

避難所の耐震性について、建物の本体だけでなく非構造部材の耐震性についても推進することを新たに記載。

(取組施策)

・避難所等として使用する施設について、耐震化率100%を維持するとともに、特定天井等の非構造部材についても耐震性を確保する。

② 施策項目 2 7 地域における避難支援体制

避難行動要支援者等の安全な避難体制を構築するため、支え愛マップづくりや避難行動要支援者個別支援計画作成に取組むとともに避難訓練を行うよう変更。

(取組施策)

防災、福祉関係機関の連携を強化し、市町村における災害時要援護者避難支援個別プランの策定を推進するとともに、避難訓練等を行う。

→ 防災、県土整備、福祉関係機関の連携を強化し、地域における支え愛マップづくりや避難行動要支援者個別支援計画作成など、地域性や市町村の実情に応じた避難支援体制の整備を推進するとともに、避難訓練等を行う。

(主な取組)

+ 土砂災害警戒区域、津波浸水想定区域等の要支援者の避難支援体制の整備として、支え愛マップづくりや避難行動要支援者個別支援計画作成などの取り組みを推進する。

③ 施策項目 3 0 自主防災組織の充実強化

地域の防災力を高めるため、防災リーダーとしての役割を担う防災士の養成やリーダー人材のスキルアップを推進することを新たに記載。

(取組施策)

- ・自主防災組織の設置を推進し、活動を充実する。

+ 地域の防災リーダーとしての役割を担う防災士の養成、リーダー人材のスキルアップを進める。

(主な取組)

- 1.組織率の低い市町村を重点とした働きかけ

- 2.組織の中心となるリーダー養成の取組

+ 3.防災士養成研修、地域防災リーダースキルアップ研修等人材養成を進める。

・火災予防運動月間、総合防災訓練等の機会を捉え、地域における自主的な防災訓練を推進する。

・自主防災組織の活動に必要な資機材を計画的に整備する。

(主な取組)

- 資機材の交付・整備費を助成

④ 施策項目 3 4 応急活動体制の確保

非常用発電機の耐震性の確保及び 72 時間稼働可能な体制を整えることを新たに記載。

東中西部各圏域に自衛隊、緊急消防援助隊等を受け入れる地上系・衛星系の通信設備のある広域防災拠点を整備したこと及び運用訓練を通じて対応能力を向上させることを新たに記載。

(取組施策)

- ・停電時の自家発電機、本部員用備蓄物資など災害対策本部の運営に必要な資機材等を計画的に整備する。

+ 非常用発電機は 72 時間稼働できるよう燃料・設備を整えるとともに、地震に対応できるよう耐震化された建物に確実に固定する。

+ 東中西部各圏域に、自衛隊、緊急消防援助隊等の受け入れ拠点となる広域防災拠点を設け、地上系・衛星系の通信設備を整備する。

(主な取組)

+ 資機材、広域防災拠点等の運用訓練の実施

⑤ 施策項目 4 4 避難所環境の整備

避難所運営マニュアル作成に加え、訓練、研修を通じた住民主体の避難所開設、運営の体制づくりを推進することを新たに記載。

- ・新たな品目の備蓄、既存備蓄品の見直しなどによる備蓄の改善に努めることを新たに記載。

指定避難所及び福祉避難所での要配慮者対応のための資機材整備を推進することを新たに記載。

(取組施策)

+ 災害時に避難所を迅速、円滑に要配慮者など多様な人に配慮して開設、運営できるようマニュアルを作成し、訓練、研修等によって住民による避難所開設、運営の体制づくりを推進する。

+ 指定避難所及び福祉避難所において、要配慮者の避難所生活で必要となる資機材を整備する。

(主な取組)

- ・市町村マニュアルの作成基準を提示し、その作成の働きかけ

+ 新たな被害想定による避難者数に対応した指定避難所の確保

+ 避難所開設、運営の訓練、研修の実施

+ 食べ易い食料や停電対策用資機材等新たな品目の備蓄、既存備蓄品目の見直しなど、備蓄品目、規格、数量等の改善に努める。

+ 指定避難所及び福祉避難所での要配慮者の避難所生活に必要となる資機材整備に対する助成

⑥ 施策項目 4 5 食料・生活必需品・応急復旧資材の確保

一部損壊家屋の応急復旧に対応するため県と市町村が連携してブルーシートの備蓄を行うことを新たに記載。

(取組施策)

- ・計画に基づいた食料等備蓄の継続と、災害時の物資調達に関する事業者との協定締結を推進する。

+ 一部損壊家屋の応急復旧に対応するため県と市町村が連携してブルーシートの備蓄を行う。

⑦ 施策項目 49 トイレ・下水処理体制の整備

避難所等の状況などに応じたトイレ対策を検討することとし、平成 31 年度に計画している断水時にも使用でき、においが出ない衛生的な非常用トイレの備蓄等対策の向上について新たに記載。

(取組施策)

+ 避難所等の状況などに応じたトイレ対策を検討する。

(主な取組)

- ・仮設トイレ及び簡易トイレを備蓄する。また、避難所の快適なトイレの環境を確保するため、その機能の向上に努める
- ・災害時のトイレ調達協定の締結事業者を確保する。

+ 協定に基づく調達の実効性の向上のための訓練実施

⑧ 施策項目 60 県・市町村の災害時の業務継続

県、各市町村の業務継続計画は平成 23 年度に策定されているので、取組施策を計画作成から計画の検証・改善を推進するよう修正。

(取組施策)

行政における業務継続計画の作成を推進する。

→ 行政における業務継続計画の検証・改善を推進する。

(主な取組)

1. 県計画の検証・見直し（計画は平成 22 年策定予定） 2. 市町村の計画策定への技術的支援

→ 1. 県計画の検証・改善 2. 市町村の検証・改善への技術的支援

イ 大阪北部地震の教訓に基づくもの

① 施策項目 22 ブロック塀の倒壊防止

市町村に対し、耐震改修促進計画への避難路の記載及び避難路沿道のブロック塀の耐震診断の所有者への義務付を促すことについて新たに記載。

(取組施策)

ブロック塀の耐震改修を推進する。

+ 危険なブロック塀の撤去・改修を推進する。

(主な取り組み)

住宅・建築物の耐震改修助成と併せた、ブロック塀の耐震改修助成

+ 不特定の者が通行する道路沿いの危険なブロック塀の撤去・改修に対する助成

+ 市町村に対し、耐震改修促進計画への避難路の記載及び避難路沿道のブロック塀の耐震診断の所有者への義務付を促す。

ウ 北海道胆振東部地震の教訓に基づくもの

① 施策項目 59 事業者による事業継続の推進

主な取り組みに設備の耐震補強、防災倉庫設置、非常用電源装置の設置等に対する助成を追加

エ 施策項目 36 消防団の充実強化

指標に新たに女性消防団員数を追加

・・・女性消防団員数は、常備消防の女性職員割合全国目標 5% に合わせて目標値を設定する。

〔現況〕 170 人（平成 30 年 4 月 1 日現在）

〔目標〕 250 人

5. 今後のスケジュール

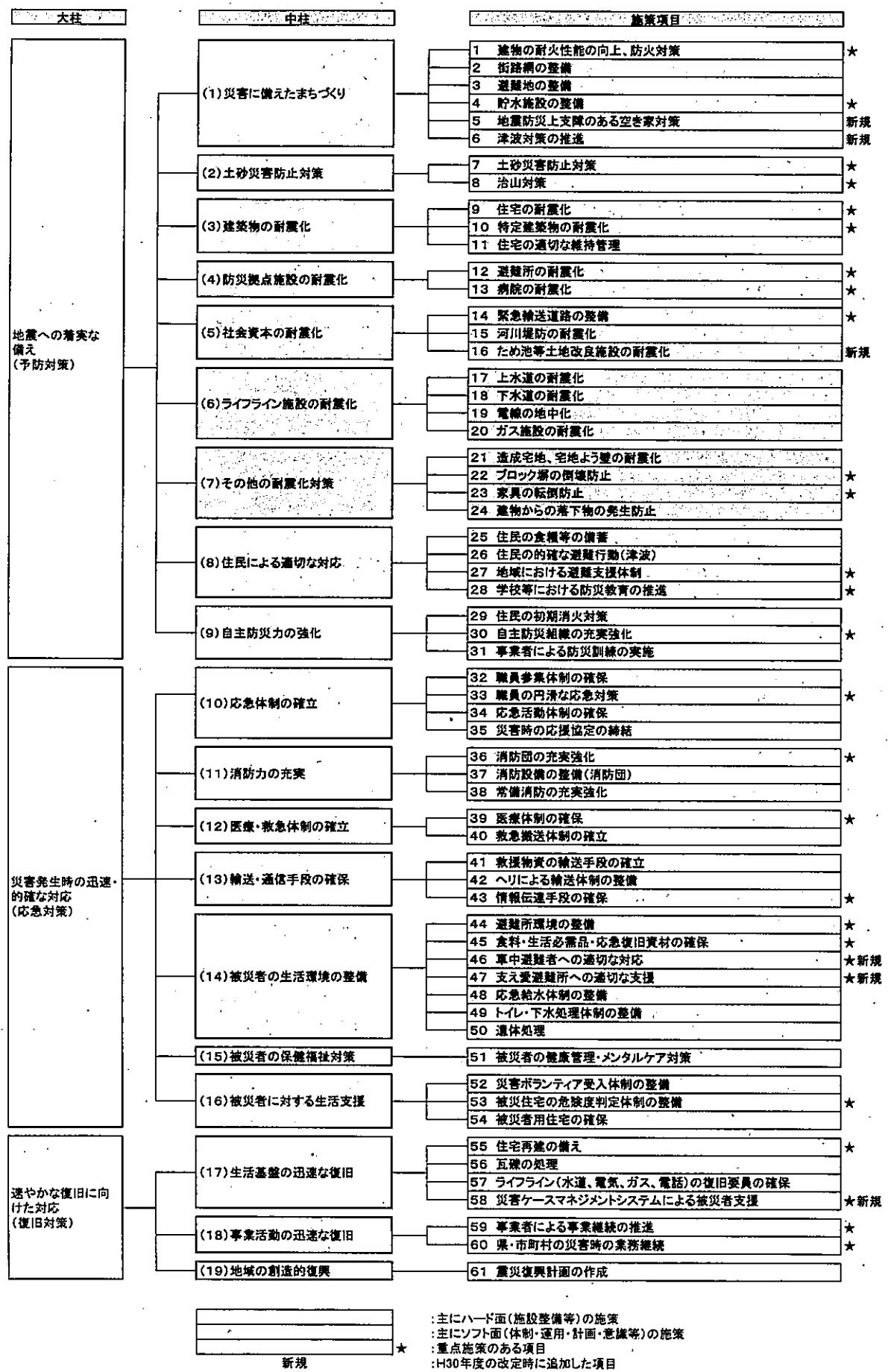
2 月 14 日 アクションプラン見直し案の県議会常任委員会報告

→ パブリックコメントの実施

3 月 6 日 パブリックコメント実施結果の県議会常任委員会報告

→ 改訂、公表

鳥取県震災対策アクションプラン施策体系



: 主にハード面(施設整備等)の施策
 : 主にソフト面(体制・運用・計画・意識等)の施策
 : 重点施策のある項目
 : H30年度の改定時に追加した項目

(注) 定量的又は定性的に減災効果が大きいと思われる特に重点的に推進する必要がある施策を「重点施策」として位置づけた。

島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の状況等について（第48報）

平成31年2月14日
原子力安全対策課

平成25年12月25日に申請が行われた島根原子力発電所2号機並びに平成28年7月4日に申請が行われた同2号機に係る特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）に係る原子力規制委員会の新規制基準適合性審査会合の状況等は次のとおりです。

1 島根原子力発電所2号機に係る審査会合

回数（開催日）	議題	概要
99回目 (1月18日)	〔地震・津波〕 ・基準津波の年超過確率	<p>○平成30年9月28日の審査会合で概ね妥当な検討と評価された基準津波の年超過確率に関する審査会合（2回目） (参考)</p> <p>・年超過確率とは、発電所敷地に基準津波と同等の高さの津波が到達する確率。</p> <p>＜中国電力の説明＞</p> <p>○97回目の審査会合（平成30年12月14日）における原子力規制委員会からの指摘事項について説明した。</p> <p>・津波の年超過確率の検討では、日本海東縁部の断層と海域活断層による津波を検討対象とし、領域震源※によるものは津波の予測高が低いことから、検討対象外とした。</p> <p>※領域震源：個々の地震の震源を個別に扱わずに、ある拡がりを持った領域の中で発生する地震を1つの地震群として扱うもの。</p> <p>（基準津波の年超過確率は、既に中国電力が示している$10^{-3} \sim 10^{-5}$（千年から10万年に1回）程度）</p> <p>＜原子力規制委員会の主なコメント＞</p> <p>○基準津波の年超過確率については、概ね妥当な検討がなされたと評価するとのコメントがあった。</p>

2 特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）に係る審査会合

*前回の報告（平成28年9月15日）以降の審査会合

回数（開催日）	議題	概要
開催なし		*直近は平成28年9月13日の1回目

島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の進捗状況（ゴシック:審査済）

区分	議題	回数	主な審査の状況等
申請概要等		5	主要な論点（24項目）を規制庁が提示。審査の進め方を確認。 審査説明資料の追加提出について中国電力が説明。
地震 対策 34回	震源を特定して 策定する地震動	20	宍道断層の評価長さを約39kmとし、宍道断層と鳥取沖西部断層が連動せず、777 ガルとすることで了（審査済）。
	震源を特定せず 策定する地震動	1	検討対象16地震の内、鳥取県西部地震と留萌支庁南部地震を対象とし、申請当 初より大きな620ガルとすることで了（審査済）。
	地下構造評価	4	解析モデルは3号機地盤の1次元モデルの採用で（審査済）。
	敷地の地質・地 質構造	2	敷地内に破碎帯、活断層はないこと、敷地に分布するシームは少なくとも後期更 新世以降活動していないことで了（審査済）。
	基準地震動	4	震源を特定して策定する基準地震動としてSs-D、Ss-F1、Ss-F2を、震源を特 定せず策定する基準地震動としてSs-N1、Ss-N2とすることで了（審査済）。
	耐震設計方針	3	耐震重要度分類の変更について説明
	地盤・斜面の安 定性	0	—
津波 対策 7回	基準津波	7	佐渡島北方沖の地震による津波、佐渡島北方沖と青森県西方沖の運動を考慮 した地震による津波及び敷地前面海域（F-III～F-V断層）の地震による津波 を基準津波1から基準津波6として策定することで了。津波による砂移動で 取水に影響がなく、基準津波の年超過確率が10 ⁻³ ～10 ⁻⁵ と説明して（了）。
	耐津波設計方針	0	—
重大 事故 対策 32回	確率論的リスク 評価（PRA）	4	重大事故等対策を実施する前の仮想的なプラント状態において、炉心が損傷 し重大事故に至る確率について説明。
	事故シーケンス の選定	3	新規制基準において対策が義務づけられたシビアアクシデント対策の有効性 評価を行う事故シーケンスグループの選定について説明。
	有効性評価	12	選定された事故シーケンス毎に、新規制基準により義務づけられたシビアア クシデント対策が有効に機能するかどうかについて説明。
	解析コード	4	有効性評価で用いた解析プログラムについて説明。
	原子炉制御室	1	事故発生時にも原子炉制御室が有効に機能することを説明。
	水素対策	1	水素爆発防止対策（電源を必要としない水素処理装置や水素濃度監視装置な ど）を説明。
	緊急時対策所	1	重大事故等対処要員が滞在し、プラント情報を把握するための設備や発電所 内外との通信設備等及びそれらの運用を説明。
設計 基準 事故 対策 22回	フィルタ付ベン ト設備	6	申請時から新たにヨウ素フィルタ（銀ゼオライト）、弁を追加。全体設計、フ ィルタ性能、運用方法等について説明。
	竜巻	3	設計竜巻による最大風速を引き上げ（69m/s→92m/s）。
	火災	4	発電所建物の内部・外部で起こりうる火災について説明。
	内部溢水	4	地震による配管破断や津波による浸水、消火活動における放水等により、原 子炉施設内部で漏水事象が発生した場合においても、安全上重要な設備の機 能が損なわれないことについて説明。
	火山	2	火山灰の堆積厚さについて、三瓶山と大山の火山活動等の不確かさを考慮し、 当初申請の2cmから30cmに見直すことを説明。
	外部事象	1	設計上考慮すべき外部事象の選定について説明。
	保安電源設備	0	—
計	静的機器の单一 故障 等	8	静的機器の单一故障設計、誤操作防止対策、圧力バウンダリ、通信連絡設備、 監視測定設備、共用設備について説明。
		99	【年度別】H25:4回、H26:36回、H27:32回、H28:11回、H29:7回、H30:9回

*77回目は、「耐震設計方針」、「有効性評価」の回数にそれぞれ計上しており、計は一致しない。

島根原子力発電所2号機の適合性審査会合一覧

1 新規制基準適合性審査

回数	開催年月日	議題		常任委員会報告日 (通算回数)
		地震・津波関係	プラント関係	
1回目	H26.1.16		申請の概要	
2回目	H26.1.28		申請内容に係る主要な論点	H26.2.21(1)
3回目	H26.2.20	敷地周辺陸域の活断層評価		H26.3.18(2)
4回目	H26.3.19	敷地周辺海域の活断層評価		H26.4.21(3)
5回目	H26.4.9	敷地周辺活断層評価(コメント回答)		
6回目	H26.4.16	地下構造評価		H26.5.21(4)
7回目	H26.5.1	敷地周辺陸域・海域の活断層評価(コメント回答)		H26.6.12(5)
8回目	H26.6.27	震源を特定せず策定する地震動		H26.7.2(6)
9回目	H26.7.22		確率論的リスク評価(内部事象PRA)	
10回目	H26.8.5		静的機器の単一故障に係る設計	H26.8.21(7)
11回目	H26.8.28		フィルタベント系(設計、仕様)	
12回目	H26.9.5	地下構造評価(コメント回答)		H26.9.18(8)
13回目	H26.9.11		フィルタベント系(運用、コメント回答)	
14回目	H26.9.30		確率論的リスク評価(地震・津波PRA)	
15回目	H26.10.2		事故シーケンスの選定	H26.10.9(9)
16回目	H26.10.14		有効性評価	
17回目	H26.10.16		外部火災(森林火災)	
18回目	H26.10.23		内部溢水	
19回目	H26.10.30		外部火災(産業施設、航空機墜落)	H26.11.27(10)
20回目	H26.11.6		有効性評価(保管場所、アクセスルート)	
21回目	H26.11.13		有効性評価	
22回目	H26.11.20		有効性評価	
23回目	H26.11.21	地下構造評価(コメント回答)		
24回目	H26.12.4		内部火災	H26.12.17(11)
25回目	H26.12.9		有効性評価	
-	H26.12.19		<現地調査>	
26回目	H27.1.15		有効性評価	H27.1.21(12)
27回目	H27.1.16	敷地周辺陸域の活断層評価(コメント回答)		
28回目	H27.1.27		有効性評価	
29回目	H27.2.3		竜巻影響評価	
-	H27.2.5-6	<現地調査>		H27.2.13(13)
30回目	H27.2.10		緊急時対策所	
31回目	H27.2.19		誤操作の防止・安全避難通路等・安全保護回路	
32回目	H27.2.24		圧力バウンダリ	
33回目	H27.2.26		フィルタベント系(主ライン、弁構成)	
34回目	H27.3.3		有効性評価(原子炉格納容器限界温度・圧力)	H27.3.10(14)
35回目	H27.3.5		静的機器の単一故障(コメント回答)	
36回目	H27.3.6	地下構造評価(コメント回答)		
37回目	H27.3.17		有効性評価(燃料プール、運転停止中)	
38回目	H27.3.19		外部火災(コメント回答)	
39回目	H27.3.24		通信連絡設備	
40回目	H27.3.31		竜巻影響評価(コメント回答)	
41回目	H27.4.2		監視測定設備	
42回目	H27.4.7		フィルタベント系(運用方法等)	H27.5.20(15)
43回目	H27.4.9		竜巻影響評価(フジタモデルの適用)	
44回目	H27.4.21		共用に関する設計上の考慮	
45回目	H27.4.24	敷地の地質・地質構造		
46回目	H27.5.12		解析コード	
47回目	H27.5.15	敷地周辺海域の活断層評価(コメント回答)		
48回目	H27.5.21		内部溢水(コメント回答)	
49回目	H27.5.28		フィルタベント系(コメント回答)	H27.6.8(16)
50回目	H27.6.2		誤操作の防止・安全避難通路等・安全保護回路(コメント回答)	
51回目	H27.6.9		解析コード	
52回目	H27.6.11		原子炉制御室	H27.6.24(17)
53回目	H27.6.12		火山影響評価	
54回目	H27.6.19	敷地周辺陸域の活断層評価(重力異常に係わるコメント回答)		
55回目	H27.6.23		解析コード	
56回目	H27.6.30		確率論的リスク評価(コメント回答)	
57回目	H27.7.2		外部事象の考慮	H27.7.21(18)
58回目	H27.7.9		確率論的リスク評価(コメント回答)	
59回目	H27.7.14		確率論的リスク評価(コメント回答)	
60回目	H27.7.16		フィルタベント系(コメント回答)	
61回目	H27.7.21		内部火災(コメント回答)	
62回目	H27.7.28		原子炉建屋内水素対策	
63回目	H27.7.31	敷地周辺陸域・海域の活断層評価(コメント回答)		H27.8.21(19)
64回目	H27.8.4		内部火災(コメント回答)、今後のBWRプラントの審査の進め方	
65回目	H27.8.6			

回数	開催年月日	議題		常任委員会報告日 (通算回数)
		地震・津波関係	プラント関係	
66回目	H27.9.9	敷地周辺陸域の活断層評価(コメント回答)		H27.9.14(20)
67回目	H27.10.15		解析コード(コメント回答)	
-	H27.10.29-30	<現地調査>		H27.12.1(21)
68回目	H27.11.20	敷地周辺海域の活断層評価(国土交通省断層)		
69回目	H27.12.16	敷地周辺陸域の活断層評価(コメント回答、西端の評価)		H27.12.16(22)
70回目	H28.1.15	敷地の地質・地質構造(コメント回答)		H28.1.21(23)
71回目	H28.1.29	敷地周辺陸域の活断層評価(コメント回答)		H28.2.24(24)
72回目	H28.3.31		今後のBWRプラントの審査の進め方	H28.4.21(25)
73回目	H28.4.21		BWR審査における論点及び今後の審査の進め方	
74回目	H28.4.28		火山影響評価(コメント回答)	
75回目	H28.5.13	震源を特定して策定する地震動		H28.5.31(26)
76回目	H28.5.26	耐震重要度分類		
77回目	H28.7.12	耐震重要度分類	有効性評価(コメント回答)	H28.7.19(27)
78回目	H28.8.25		有効性評価(コメント回答)	H28.9.15(28)
79回目	H28.9.15		有効性評価(コメント回答)	H28.10.7(29)
80回目	H28.11.11	震源を特定して策定する地震動(コメント回答)		H28.11.28(30)
81回目	H28.11.16	耐震設計の論点		
82回目	H28.12.16	基準津波の策定		H29.1.19(31)
83回目	H29.2.17	震源を特定して策定する地震動(コメント回答)		H29.2.24(32)
84回目	H29.6.9	敷地周辺陸域の活断層評価(コメント回答)		H29.6.28(33)
-	H29.7.13	<自治体職員向け説明会>		H29.7.21(34)
85回目	H29.7.28	敷地周辺陸域の活断層評価(コメント回答)		H29.8.21(35)
86回目	H29.9.29	敷地周辺陸域の活断層評価(コメント回答)		H29.10.6(36)
87回目	H29.10.27	震源を特定して策定する地震動(コメント回答)		H29.12.1(37)
88回目	H29.12.1	震源を特定して策定する地震動(コメント回答)		H29.12.19(38)
89回目	H30.2.2	基準地震動(コメント回答)		
90回目	H30.2.16	基準地震動(コメント回答)		H30.2.23(39)
91回目	H30.4.6	基準津波の策定(コメント回答)		H30.4.20(40)
92回目	H30.4.27	基準地震動の年超過確率の参照について		H30.5.21(41)
93回目	H30.5.25	基準津波の策定(コメント回答)		
94回目	H30.6.1	基準地震動の年超過確率の参照について		H30.6.15(42)
95回目	H30.7.20	基準津波の策定(コメント回答)		H30.8.21(43)
96回目	H30.9.28	基準津波の策定(コメント回答)		H30.10.11(44)
-	H30.11.15-16	<現地調査>		H30.11.29(45)
97回目	H30.12.14	基準津波に伴う砂移動評価について 基準津波の年超過確率の参照について		H30.12.17(46)
98回目	H30.12.18		設計基準への適合性及び重大事故等対策について	H31.1.21(47)
99回目	H31.1.18	基準津波の年超過確率の参照について(コメント回答)		H31.2.14(48)

2 特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備(3系統目)に係る審査会合

回数	開催年月日	議題	常任委員会報告日 (通算回数)
1回目	H28.9.13	申請の概要	H28.9.15(28)

[] :今回の報告対象

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正について

平成31年2月14日
原子力安全対策課

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び広域住民避難計画について、原子力防災訓練、国の原子力災害対策指針等の修正により得られた知見等を反映した修正を行い、計画の一層の深化を図ります。

1 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）の主な修正項目等

(1) 原子力防災訓練等を通じた見直し

複合災害に対して新章を設け、対応を強化。

ア 体制の強化

原子力災害と自然災害の複合発生を想定し、両災害に共通する情報収集、意思決定、指示・調整に係る体制の一元化を図るとともに、モニタリングやプラントに関する情報の収集分析等原子力災害特有の業務をより強化し、対応能力の強化を行う。

(第4章 複合災害対策 第2節複合災害に備えた体制の整備)

イ 避難経路、避難手段、避難先の多重化

自然災害により迅速な避難が困難になる事態も想定して、多重化を行う。

(第4章 複合災害対策 第4節緊急輸送活動体制の確立)

(2) 防災体制の強化

ア 外国人への災害情報の提供方法等支援体制の強化

観光施設や公共施設等外国人が多く訪れる場所では多言語による情報提供の実施に努める他、外国人からの各種問い合わせに対応できるよう、平常時や災害時における総合的な相談体制を整備する。

(第2章 原子力災害事前対策 第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備(7))

イ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターとの協定締結を踏まえた修正

「人形峠環境技術センター周辺環境保全等に関する協定」(以下「環境保全協定」)の締結(平成30年12月25日締結)を受け、施設の稼働状況やトラブル等の報告、トラブル事象等発生時に発生原因の究明と再発防止策の履行状況を確認する現地確認の実施等について、環境保全協定の規定に基づき実施することを明確化。

(第2章 原子力災害事前対策 第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理(6))

(第2章 原子力災害事前対策 第3節 報告の徴取と立入検査等(2)・(3))

(3) 島根原子力発電所1号機に係る冷却告示を踏まえた修正

島根原発1号機の廃止措置計画の認可、同機の使用済燃料が十分な期間にわたり冷却された施設として告示されたこと及び原子力災害対策指針の改正を受け、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域(UPZ)を5kmに変更。

<島根原発1号機に関する原子力災害対策重点区域>

(告示前) PAZ=5km、UPZ=30km (告示後) PAZ=設定しない UPZ=5km

※尚、2号機に設定された原子力災害対策重点区域(PAZ=5km、UPZ=30km)に変更はなく、1号機の重点区域を包含していることから、本県の防災対策について変更はない。

(第1章 総則 第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲 2. 島根原子力発電所の場合)

2 鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の主な修正項目等

(1) 原子力防災訓練等を通じた見直し（災害時要支援者への情報伝達）

避難退避時検査について、外国人や高齢者、障がい者等災害時要支援者の不安を払拭するため、多言語表記やイラスト、平易な文書を用いた資料を用いて検査を行うことを記載。

(第3章 緊急事態応急対策 第9節 住民等への的確な情報伝達活動)

(2) 防災体制の強化

ア 複合災害時における防護措置の実施方針を追記

○台風・大雪時の屋内退避・避難

原子力災害発生に伴い避難が必要となった場合でも、複合的に自然災害（台風・豪雨等）が発生し、避難を実施することが人命の危険につながることが想定される場合は、屋内退避を優先するとともに、自然災害に起因する避難勧告が発令された場合は、安全が確保できる指定避難所等で屋内退避を継続することを記載。

○地震災害時の屋内退避・避難

自宅の倒壊等により屋内退避が困難な場合は、近隣のコンクリート屋内退避施設等へ避難し、屋内退避を実施。余震等によりこれらの場所でも屋内退避の継続が困難となった場合は、人命優先の観点から速やかに避難行動等必要な措置を取ることを記載。

（第2章 実施要領 2 避難実施の考え方 （14）自然災害と原子力災害との複合災害時も想定した避難 ア・イ）

イ 複合災害時における避難経路の多重化

弓ヶ浜半島内では、県道米子境港線（47号）、県道米子空港境港停車場線（285号）、国道431号、米子市道、県道両三柳西福原線（317号）から選択する。

（第2章 実施要領 1 状況（4）鳥取県の対応 カ（ウ））

ウ 複合災害時における避難先の多重化

自然災害等により避難先が使えない場合は、県が避難先を再設定・確保する。

（第2章 実施要領 4 避難の支援方法（6）避難所ア（ア））

エ 多様な避難手段に関する事項の追記（大型ヘリコプター）

県内への陸上自衛隊大型ヘリコプターの配備を踏まえ、当該機を避難住民等の緊急輸送手段として追加するとともに、利用する際の留意点（輸送規模約50人、広い離発着場所の確保等）を記載。

（第2章 実施要領 1 状況（4）鳥取県の対応 オ（オ））

オ 避難住民の輸送手段（バス、福祉車両）の確保を追記

県内事業者では必要な輸送力の確保が困難であり、県外事業者へ協力を要請する場合には、島根県と要請内容が重複することのないよう、オフサイトセンターに設置される原子力災害合同対策協議会において事前に調整を行うことを記載。

（第2章 実施要領 2 避難実施の考え方（9）公共交通による避難 ア（ウ））

カ 避難住民の輸送を実施する事業者等の防護措置について追記

原子力災害時の避難住民輸送に係る協定に基づき、県からの要請で住民等の輸送を実施するバス・タクシー事業者等の乗務員に対して、業務開始前に県で整備を行っている防護資機材（防護服、個人線量計等）を配布することとし、配布拠点を設置することを記載。

（第2章 実施要領 4 避難の支援方法（16）安全管理 イ）

キ 避難先地域の住民に対し、避難者の受入等に関する周知に努める旨を明記

広域避難の実施にあたっては避難先として計画する地域の住民の理解が不可欠であることから、これらの地域の住民に対し、普及啓発事業等を通じた広域避難に関する理解促進を図ることを記載。

（第2章 実施要領 4 避難の支援方法（6）避難所 ア（ア））

3. 今後のスケジュール（予定）

2月中旬～ パブリックコメントの実施

　　県原子力安全顧問による審議

3月 県防災会議において審議

4～5月 印刷・配布

平成30年中の火災発生状況及び救急救助活動状況について

平成31年2月14日

消防防災課

県内の火災発生件数は、平成29年は近年では最少の182件でしたが、平成30年は223件（対前年+41件。1日に約0.6件）となり、死者が6名（対前年△4名）、負傷者が38名（対前年+12名）でした。

月別の火災発生件数を見ると、全国とは異なり、12月から2月の冬期はそれほど多くなく、3月、4月の春期が64件（28.6%）と多い傾向にあります。最も発生件数が多いのは、8月の48件（21.5%）で、降水量が少なかったことの影響もあるかもしれません。また、出火原因別でみると、たき火（24.0%）が多く、全国集計では多いたばこや放火はそれほど多くありません。（5月には日南町で燃やしていた雑草から衣服などに火が燃え移ったと思われる死亡事案も発生しました。）

春先は、空気が乾燥し、風も強いなど火災が発生しやすいことから、3月1日（金）から7日（木）までの7日間、火災予防意識の一層の普及啓発を図ること等を目的として、平成31年春季全国火災予防運動が実施されます。

また、平成30年の県内の救急活動件数は27,680件（1日に約76件、1時間に約3件）、救急搬送人員は26,138人といずれも過去最多となりました。高齢者の人口が増加しており、今後も救急車の出動回数が増えると見込まれることから、県では平成30年9月から大人の救急電話相談事業（#7119）を開始するとともに、救急車の適正利用を呼びかけています。

なお、救助出動件数は385件（対前年+12件。1日に約1件）、そのうち救助活動件数269件（対前年+45件）、救助人員256人（対前年+54件）となりました。

1 平成30年中の火災発生状況（速報値であり、変更となる場合があります。）

（1）火災発生件数

	出火件数							死傷者数	
	合計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	死者	負傷者
1月	14	9	0	3	0	0	2	0	7
2月	14	7	0	0	0	0	7	0	5
3月	37	14	4	4	0	0	15	3	5
4月	27	9	2	0	0	0	16	1	3
5月	14	11	1	0	0	0	2	1	2
6月	9	7	0	0	0	0	2	0	0
7月	19	12	1	2	0	0	4	0	5
8月	48	7	1	1	0	0	39	1	4
9月	8	5	0	2	0	0	1	0	2
10月	11	7	0	3	0	0	1	0	0
11月	11	6	0	0	0	0	5	0	5
12月	11	5	0	2	0	0	4	0	0
合計	223	99	9	17	0	0	98	6	38
平成29年	182	87	6	19	1	0	69	10	26
平成28年	219	120	9	18	0	0	72	12	41
平成27年	203	108	8	15	2	0	70	7	31
平成26年	234	108	5	21	1	0	99	8	34

※その他火災とは、枯草立木類・野積わら・道路堤防法面・荒地の芝草・薪・建築材料・廃材等が焼損した火災等である。

(2) 消防局別火災件数

県計	東部管内	中部管内										西部管内													
		計	建物	林野	車両	船舶	航空	その他	死者	計	建物	林野	車両	船舶	航空	その他	死者	計	建物	林野	車両	船舶	航空	その他	死者
平成30年	223	70	27	5	11	0	0	27	0	34	15	1	4	0	0	14	3	119	57	3	2	0	0	57	3
平成29年	182	68	34	4	7	0	0	23	6	25	17	1	3	0	0	4	4	89	36	1	9	1	0	42	0
平成28年	219	68	44	2	3	0	0	19	4	33	20	1	8	0	0	4	4	118	56	6	7	0	0	49	4
平成27年	203	67	30	5	9	1	0	22	3	42	28	2	1	0	0	11	4	94	50	1	5	1	0	37	0
平成26年	234	60	29	2	7	0	0	22	6	50	26	2	6	1	0	15	1	124	53	1	8	0	0	62	1

(3) 出火原因別火災件数

平成30年 出火原因別月別件数(県計)

(件)

平成30年	合計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
たき火	44	1	2	10	6	3	1	4	14	0	2	0	1
火入れ	20	0	1	6	4	0	0	0	9	0	0	0	0
たばこ	13	2	0	1	0	1	1	3	2	1	0	1	1
こんろ	7	0	1	1	0	0	0	2	0	1	1	1	0
かまど	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
風呂かまど	4	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	1	0
炉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
焼却炉	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
ストーブ	3	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1
こたつ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ボイラー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
煙突・煙道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
排気管	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
電気機器	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
電気装置	4	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	1
電灯・電話等の配線	7	0	2	2	0	0	0	0	0	1	1	1	0
内燃機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
配線器具	7	0	0	0	1	1	1	0	0	0	1	1	2
火あそび	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
マッチ・ライター	5	0	0	0	1	1	0	0	3	0	0	0	0
溶接機・切断機	2	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
灯火	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
衝突の火花	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
取灰	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
放火	4	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1
放火の疑い	9	1	0	2	0	2	0	0	2	0	1	1	0
その他	47	6	2	5	5	3	3	5	10	2	2	3	1
不明・調査中	40	2	5	6	7	1	1	4	6	3	1	1	3
合 計	223	14	14	37	27	14	9	19	48	8	11	11	11

(4) 平成31年春季全国火災予防運動の実施

ア 実施期間 3月1日(金)～3月7日(木)

イ 統一標語 「忘れてない? サイフにスマホに火の確認」

ウ 重点目標 住宅防火対策の推進、乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進、放火火災防止対策の推進、特定防火対象物等における防火安全対策の徹底、製品火災の発生防止に向けた取組の推進、多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底、林野火災予防対策の推進

エ 実施予定 県内消防局や市町村では、防火パレード、消防演習、消火栓・消防ポンプ点検、自治会での消火訓練等を実施します。

2 平成30年救急救助活動状況（速報値であり、変更となる場合があります。）

(1) 救急活動状況

ア 救急活動状況

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
合計	(2,498)	(2,233)	(2,266)	(2,016)	(2,167)	(1,939)	(2,378)	(2,373)	(2,049)	(2,118)	(2,192)	(2,401)	(26,630)
火災	20	9	16	15	14	7	14	15	16	14	12	11	163
自然災害	0	0	1	0	1	0	0	0	3	2	0	0	7
水難	2	2	3	1	0	0	5	8	2	2	0	3	28
交通事故	114	95	128	123	145	124	150	158	120	151	161	175	1,644
労働災害	17	21	22	12	14	14	37	22	27	21	9	20	236
運動競技	6	7	10	20	19	29	68	35	26	29	15	14	278
一般負傷	374	367	304	324	320	249	310	332	309	339	337	338	3,903
加害	6	5	5	3	7	2	8	8	8	4	5	4	65
自損行為	16	11	18	13	16	15	16	26	9	13	22	12	187
急病	1,760	1,575	1,491	1,352	1,462	1,321	1,840	1,672	1,307	1,424	1,385	1,529	18,118
院搬送	234	237	254	263	246	206	246	245	214	212	240	228	2,825
医師搬送	2	2	5	4	4	6	7	6	6	4	3	4	53
資機材等輸送	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
その他	19	12	15	15	9	8	21	19	14	14	12	14	172

イ 搬送人員

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
合計	(2,333)	(2,087)	(2,138)	(1,932)	(2,062)	(1,843)	(2,254)	(2,249)	(1,962)	(2,022)	(2,074)	(2,251)	(25,207)
火災	7	3	4	2	3	0	4	5	1	0	5	0	34
自然災害	0	0	1	0	1	0	0	0	1	1	0	0	4
水難	1	1	4	1	0	0	1	3	1	1	0	1	14
交通事故	116	96	124	120	156	127	147	166	122	150	161	176	1,661
労働災害	16	21	22	12	14	14	35	22	26	21	8	20	231
運動競技	7	7	11	20	19	29	69	37	26	29	15	14	283
一般負傷	359	349	296	313	300	236	293	325	295	328	319	328	3,741
加害	5	5	2	2	5	2	8	7	7	4	5	4	56
自損行為	11	7	15	8	9	7	14	16	7	10	16	9	129
急病	1,640	1,472	1,411	1,282	1,391	1,242	1,738	1,588	1,255	1,363	1,314	1,456	17,152
院搬送	233	234	251	260	244	205	246	243	213	211	237	228	2,805
医師搬送	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資機材等輸送	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	12	1	5	1	1	0	3	2	2	0	1	0	28

※上段()内は平成29年数値。

(2) 救助活動状況

ア 救助出動件数

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
合計	(27)	(29)	(34)	(33)	(43)	(29)	(33)	(40)	(20)	(30)	(23)	(32)	(373)
火 災	7	2	7	6	4	3	5	2	3	3	5	3	50
交 通 事 故	19	10	14	14	12	11	10	18	13	16	16	13	166
水 難 事 故	1	2	4	0	0	0	5	2	1	2	1	2	20
風 水 害 等 自然災害	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1	0	0	6
機 械 に よ る 事 故	0	1	3	0	0	1	0	1	0	0	0	0	6
建 物 等 に よ る 事 故	4	4	2	4	3	2	5	2	3	2	2	0	33
ガス及び駆欠事故	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
破 損 事 故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の事故	2	9	11	9	10	7	13	10	4	8	11	8	102

イ 活動件数

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
合計	(10)	(16)	(21)	(26)	(29)	(16)	(19)	(19)	(10)	(20)	(19)	(19)	(224)
火 災	7	2	7	6	4	3	5	2	3	3	5	3	50
交 通 事 故	10	6	8	11	8	6	6	11	9	10	13	10	108
水 難 事 故	0	2	4	0	0	0	3	0	1	1	0	1	12
風 水 害 等 自然災害	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1	0	0	6
機 械 に よ る 事 故	0	1	3	0	0	1	0	1	0	0	0	0	6
建 物 等 に よ る 事 故	3	4	0	2	2	2	2	1	1	1	1	0	19
ガス及び駆欠事故	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
破 損 事 故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の事故	1	4	8	3	8	6	11	7	3	6	6	4	67

ウ 救助人員

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
合計	(8)	(17)	(21)	(23)	(22)	(15)	(19)	(16)	(9)	(19)	(15)	(18)	(202)
火 災	2	0	2	2	0	0	0	0	0	0	1	0	7
交 通 事 故	12	9	13	14	12	6	6	23	10	10	14	10	139
水 難 事 故	0	2	5	0	0	0	3	0	1	0	0	0	11
風 水 害 等 自然災害	0	0	0	0	0	0	0	0	6	1	0	0	7
機 械 に よ る 事 故	0	1	3	0	0	1	0	1	0	0	0	0	6
建 物 等 に よ る 事 故	3	4	0	2	2	2	2	1	1	1	1	0	19
ガス及び駆欠事故	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
破 損 事 故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の事故	1	4	8	3	8	5	11	7	3	7	5	4	66

※上段()内は平成29年数値。

